

第1章 土地利用計画の位置づけ



第1章 土地利用計画の位置づけ

1. 計画の背景

神河町は、豊かな自然や農産物、多数の観光資源、文化・スポーツ施設を有するなど、心の豊かさを育むための環境が充実し、また各集落における住民主体の自治活動も活発に行われています。また、町域の大半を占める山林と農地を利用した農林業を基幹産業として発展してきました。近年では、大河内水力発電所や神崎工業団地の開発、観光施設の整備や特産品開発が進むなど、恵まれた自然環境と交通条件を活かした地域振興が進められています。

本町では、このような地域の実情に即した柔軟で戦略的なまちづくりを継続的に行うことに加え、少子高齢化や急速な人口減少、地域経済の縮小などの課題を抱えるなかで、変化する社会情勢に的確に対応するため、「第 2 次神河町長期総合計画（平成 31 年 3 月）」や「第 2 期神河町地域創生総合戦略（令和 2 年 3 月）」、「第 2 期神河町人口ビジョン（令和 2 年 3 月）」を策定しました。

このうち土地利用に関することでは、長期総合計画や農業振興地域整備計画に基づいた取り組みを実施してきましたが、社会経済情勢の変化に伴い、中心市街地の活力の低下、高齢化や後継者不足による農林業の衰退、地域産業・雇用の縮小など、様々な課題がみられます。

今後、人口減少や少子高齢化が急速に進行するなかで、適切な公共サービスを維持し、全ての人々が暮らしやすいまちを形成するためには、既存の機能を有効に活用しつつ、本計画に基づき適切に集積、分散させる必要があります。また、周辺地域は、恵まれた自然環境と豊かな風土、歴史的な景観等の様々な資源を有しています。このような地域固有の資源は適切な保全が必要です。

一方、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等により土地利用の規制がなされていますが、これらの個別規制が個々単独に成立していることから、規制地域が重複する区域や、規制が緩やかな区域が存在しています。また、本町では都市計画法等に基づく土地利用や建築制限が行われていないため、土地の既得権による開発行為や建築行為により、住宅と農地が混在するなど、土地利用の混乱が生じている地域がみられます。このような土地利用の現状に対し、将来にわたって良好で住みやすい環境を維持し、持続可能なまちづくりに向けた活力の創造など、土地利用を適正に誘導していく取り組みが必要となっています。

2. 計画の目的

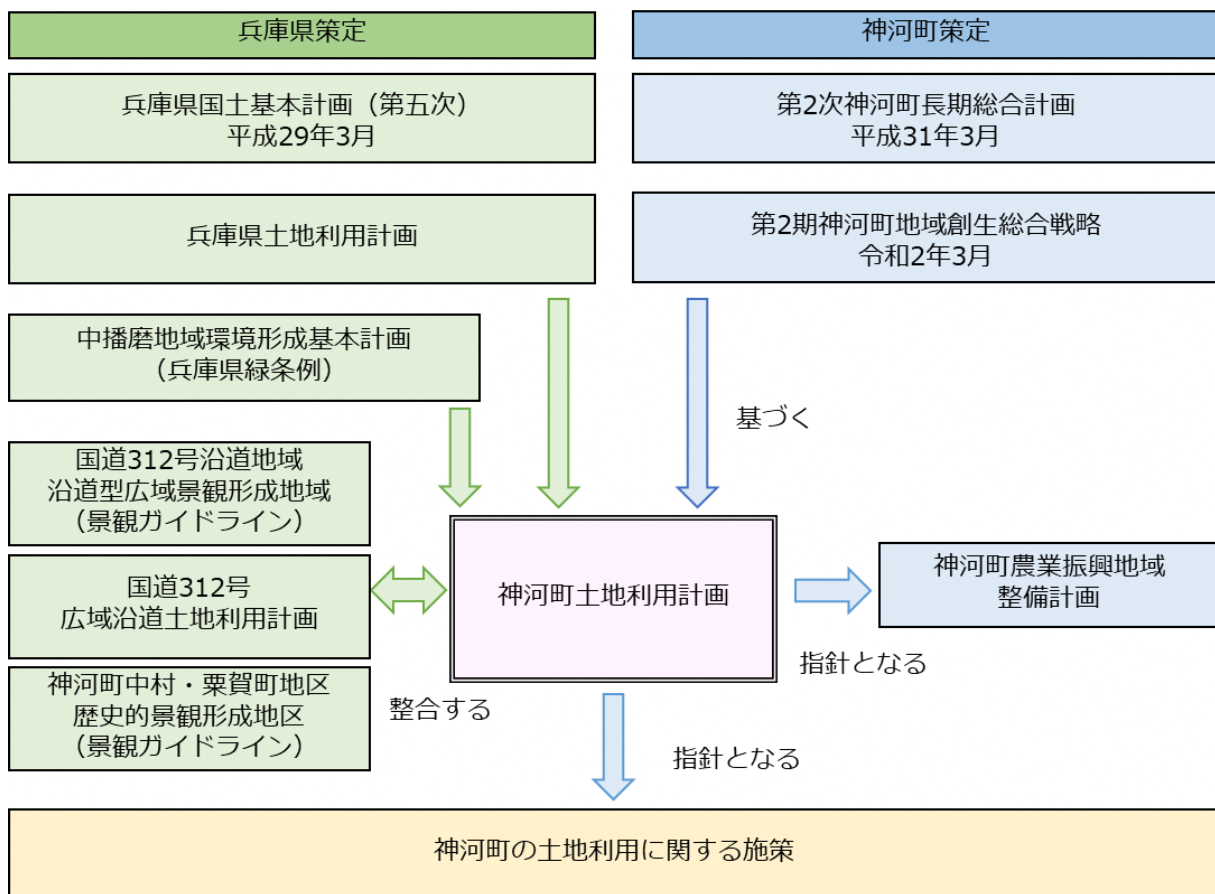
本計画は、計画の背景、土地利用等の地域動向や社会経済動向などを踏まえ、これまでの土地利用の変化の整理や課題を明らかにするとともに、第 2 次神河町長期総合計画や兵庫県国土利用計画等の上位計画と整合を図り、神河町の今後の土地利用の基本的な方針を明らかにすることを目的とします。

3. 計画の位置づけ

神河町土地利用計画は、国土利用計画法第 8 条に位置づけられる計画であり、兵庫県が策定する「兵庫県国土利用計画」及び「兵庫県土地利用基本計画」と一体的な関係を持つものです。

また、神河町の総合的な指針である「第 2 次神河町長期総合計画（平成 31 年 3 月）」や、「第 2 期神河町地域創生総合戦略（令和 2 年 3 月）」に基づくものです。加えて、「神河町農業振興地域整備計画」など、神河町がこれまで策定した計画との整合を図ります。

図 1-1 計画の位置づけ



4. 上位・関連計画の整理

4-1. 上位計画の整理

(1) 兵庫県国土利用計画（第五次）平成29年3月

基本理念と目標	<p>【基本理念】：県土の利用に当たっては、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化などを生かし、地域の自立的発展を促進していくとともに、公共の福祉を優先するなかで安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と<u>これからの時代にふさわしい県土全域の均衡ある発展</u>を図る。</p> <p>【目標】：阪神・淡路大震災を経験した我が県では、震災での経験と教訓を活かし、21世紀兵庫長期ビジョンを踏まえ、「創造と共生の舞台・兵庫」の実現をめざして、地域社会を構成する多様な主体が協働し、「自立と連帯」「安心と活力」「継承と創造」の考え方のもと、県土利用に取り組んでいく。</p>
計画期間	平成26年を基準年次とし、平成37年を目標年次とする。
県土利用の基本方針	<p>ア) 兵庫の強みを活かした適切な県土利用</p> <p>① 県土空間の安全・安心を高める県土利用</p> <p>② 住みたい地域、個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくる県土利用</p> <p>③ 産業競争力を強化し、人や企業・資本が流入する兵庫をつくる県土利用</p> <p>④ まちの賑わいを創出する県土利用</p> <p>⑤ 地域に根ざした観光・ツーリズムを振興する県土利用</p> <p>イ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用</p> <p>ウ) 多様な主体の参画と協働による県土マネジメント</p>
<p>地域類型別の県土利用の基本方向</p> <p>※神河町に関連するものを選択して記載しています。</p>	<p>【地域類型別の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方都市圏：市町合併により複数の拠点をもつ地方都市圏にあっては、<u>コミュニティレベルでの医療・福祉、商業等の日常生活に必要なサービスの充実を図りつつ、近隣都市や周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。</u> ・農山漁村地域：農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、<u>地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や、都市との交流や地域の資源を活用したコミュニティ・ビジネスの推進など活力ある農山漁村づくりを進める。</u> ・自然維持地域：高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。

<p>利用区分別の 県土利用の 基本方向</p> <p>※神河町に関 連するものを選 択して記載してい ます。</p>	<p>【利用区分別の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地：農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。 ・森林：森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備を進め、森林の多面的機能を持続的に発揮させる豊かな森の保全・再生を図るほか、山地防災・土砂災害対策についてさらに推進する。 ・住宅：住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。 ・工業用地：<u>工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にもともなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。</u>
<p>地域別の 土地利用の 基本方向 (西播磨地域)</p>	<p><u>自然、歴史などの地域資源や地域活力の基盤となる産業等を活かした誇りの持てるふるさとづくり</u>や人の輪を大切にして広域的な交流を活発に進める。また、<u>防災面にも配慮された安全・安心で暮らしやすく快適な生活空間を築き上げるとともに、経済面における地域活力の維持・向上</u>に取り組み、人と物と情報が行き交う西播磨交流都市圏づくりを進める。さらに、産業活動、物流面で関連の大きい東播磨地域との一層の連携を図る。</p> <p>内陸部においては、農林業の振興を図るため、地域環境や高齢化の進展に配慮しつつ、<u>農地の良好な管理と森林の適切な整備及び保全を進め、豊かな自然と調和した地域づくり</u>を目指す。</p>

(2) 兵庫県土地利用計画

全県的土地利用の基本方向	兵庫県国土利用計画に同じ
地域別の土地利用の基本方向	兵庫県国土利用計画に同じ
<p>土地利用の原則</p> <p>※県土の利用は、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域の5地域区分ごとに行われます。</p> <p>神河町では、この5地域のうち、農業地域、森林地域及び自然公園地域が町内に所在します。</p>	<p>【農業地域】</p> <p>・農業地域の土地利用については、農地が食料供給の場であるとともに、里地としての管理を通じた県土保全や自然環境保全等の多面的な機能の発揮も期待されていることから、現況農地については集積・集約を進めつつ、極力その保全と有効利用を図る。</p> <p>【森林地域】</p> <p>・森林地域の土地利用については、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材需給の動向の変化などを踏まえ、森林の持つ生物多様性保全、地球温暖化防止、水源涵養機能等の多面的な機能を将来世代が享受できるよう、多様で健全な整備と保全を図る。</p> <p>【自然公園地域】</p> <p>・自然公園地域の土地利用については、優れた自然の風景地や地域固有の自然体系の保全を図ることを前提としつつ、観光資源として極めて高い価値を有していることから、エコツーリズムの推進や多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備による国立公園等のブランド化を通じ、国内外の観光客の増加など積極的な利活用や活性化を図る。</p>

(3) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）（平成17年11月 兵庫県）

地域環境イメージ	『都市近郊の「アメニティ」あふれる生活環境と「美しく元気」な集落環境の形成』
地域づくりの基本方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 アメニティアップ（自然豊かな居住環境、地域環境づくり） 2 美しく元気な集落づくり（自然保全と都市農村交流） 3 交流による地域づくり（都市農村交流、滞在型観光）
地域環境形成の基本方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 森、高原、田園を基調とした地域環境づくり 2 自律による地域環境づくり 3 交流による地域環境づくり 4 魅力ある地域環境づくり
環境形成区域の区分	<p>【森と高原の区域（1号区域）】森林及び高原としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図っていく。</p> <p>【森を活かす区域（2号区域）】森林としての土地利用を通じて森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、レクリエーションや交流など自然との触れ合いの場となるよう整備誘導を図る。</p> <p>【田園の区域（3号区域）】農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図り、農地、樹園地、集落等が調和した地域環境の形成を図るとともに、地域環境に調和した開発を誘導し、地域の活性化を進める。</p> <p>【まちの区域（4号区域）】開発を誘導して都市的機能の充実と良好な市街地環境の形成を図っていく。</p> <p>【自然と人の交流の区域（2項区域）】周辺土地利用との調和に配慮しつつ自然、農林業等の体験施設、滞在施設等の整備誘導を図る。</p>
<p>◆中播磨地域では、平成17年から緑条例を施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000平方メートル以上（一部の区域は500平方メートル以上）の規模の開発行為を行おうとする場合は、市町や県との協議、届出等の手続が必要です。ただし、自己用住宅の新築・増改築や通常の管理行為、軽易な行為などは、対象外です。 ・開発工事に際しては、環境形成区域ごとに定められた緑化修景等の基準をもとに、開発地の森林の保全や建物の周辺の緑化などが必要となります。 	
地域性豊かな土地利用の誘導	地域の状況や特性に応じて定められた「地域環境形成基本方針」に基づいて中播磨地域らしい土地利用の誘導を図る。
環境形成区域と開発行為の協議の制度	それぞれの環境形成区域の特性に応じて、開発行為を行う時には協議や届出などが必要である。また、協議をした場合は、開発事業者と県や町が「環境形成協定」を締結し、お互いが協力して緑豊かな地域環境の形成に努めていく。
住民主体のまちづくりの制度（計画整備地区制度）	今後は、開発事業者だけでなく、住民自らもこれらの景観を守り、育てていく地域づくりを推進していくことが重要であり、これらを担保するしくみとして計画整備地区制度がある。

(4) 第2次神河町長期総合計画（平成31年3月）

計画の位置づけ	「第2次神河町長期総合計画」は、本町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、また、本町のまちづくりについて、長期的・計画的・効率的な行政運営の指針となるものである。
計画の構成と期間	<p>「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想：長期的な展望に立ち、目指すべき将来のまちの姿を掲げ、それを実現するための基本的な方針を示す。計画期間は、平成31年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間である。 ・基本計画：基本構想の実現に向け、分野別のまちづくりの目標や取り組みについて示す。計画期間は、「前期基本計画」が平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）、「後期基本計画」が令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）の各5年間である。 ・実施計画：「基本計画」に位置づけられた取り組みを進めていくための具体的な事業について示す。計画期間は、3年間程度で別途定めるものとする。
基本構想	<p>【神河町の将来像（まちづくりビジョン）】 ハートがふれあう住民自治のまち～大好き！私たちの町かみかわ～</p> <p>【まちづくりの基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1：郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる ・基本目標2：安心して暮らせる環境をつくる ・基本目標3：美しく安全なまちを築く ・基本目標4：人が行き交い、出会うまちを創造する ・基本目標5：魅力と活力の産業を育てる ・基本目標6：安定した持続可能なまちを実現する
<p>前期基本計画に示された実現を目指す将来像</p> <p>※土地利用計画に関連するものを抜粋しています。</p>	<p>【基本目標3】</p> <p>1. 自然環境・地域景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい自然を守っているまち ・景観、建物がオシャレで自信のあるまち ・神河の自然を活かした施設があるまち <p>【基本目標4】</p> <p>1. 土地利用：自然（川、木など）を活かした賑わいのある駅前空間があるまち、住宅を取得しやすいまち、中心部にいろいろな機能の集約されたまち</p> <p>4. 定住促進：神河町で育った子が都会に出ても帰ってきたいと思うまち、働き場所があるまち、若者世代が移住・定住できるまち</p> <p>【基本目標5】</p> <p>1. 農林水産業：農業や林業で生活の成り立つまち、神河町の特産品を使って町内で年配の人も若い人も働けるまち</p> <p>2. 商工業：個人事業者と大型店舗が共存できるまち、地域資源を活かした企業誘致ができるまち</p>

(5) 第2期神河町地域創生総合戦略（令和2年3月）

策定の目的	第1期地域創生総合戦略の検証結果を活かし、切れ目のない地域創生を進めるために策定する。
位置づけ	第2次神河町長期総合計画に位置づける各施策と一体的に推進し、定住人口確保を目標に、総合的かつ戦略的に神河町のまち・ひと・しごと創生に向け、取り組みを推進する。 国のまち・ひと・しごと創生基本方針に準じ、第1期地域創生総合戦略の4つの基本目標を継続し、今後、さらに重点的に取り組むべき施策をまとめる。
計画期間	令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間
基本目標	目標人口10,000人（※2025年国勢調査） ①「豊かな自然を活かし、安定したしごとを創造する」 ②「地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる」 ③「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」 ④「安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」
基本目標の 取り組み方向と 目標	①「豊かな自然を活かし、安定したしごとを創造する」 本町の地域特性である、清流や高原といった豊かな自然環境、大都市からもアクセス良好な兵庫県の真ん中に位置する優位性を活かし、これまで町の発展を支えてきた、 農林業や商工業の維持・発展・強化を図るとともに、魅力ある観光地づくりや地域ブランドの確立、さらには新規創業の支援等による新産業の創造 に努めます。また、 引き続き地域特性を生かした企業誘致を進めるとともに、リーダー・キーマンとなる企業人の発掘・誘致を進める。 ②「地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる」 本町の優れた自然環境や先人の歩みなど、地域の歴史・文化や魅力を積極的に町内の子どもたちに伝え、地域愛の醸成に努め、将来のUターンを誘導する。 全ての人々が、神河町に住んでみたい、住んで良かったと思えるような居住環境の形成・まちづくりを進める。 ③「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」 依然として人口減少が継続していることから、第1期総合戦略に引き続き、結婚・出産・子育てしやすい環境を充実していく。 ④「安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」 高齢化・過疎化が進行する中、病院や買物など日常生活における移手段や、災害への備えなど生活環境確保が課題 となっている。このため、地域協議会の設置、 新たな拠点づくり などにより、高齢者や子どもたちがふれあい、安心して生きがいのある暮らしを続けられる地域づくりや、防災リーダーの育成、病院ドクター等の地域巡回講座の開催など、安全で、安心できる暮らしを創造する。

4-2. 関連計画の整理

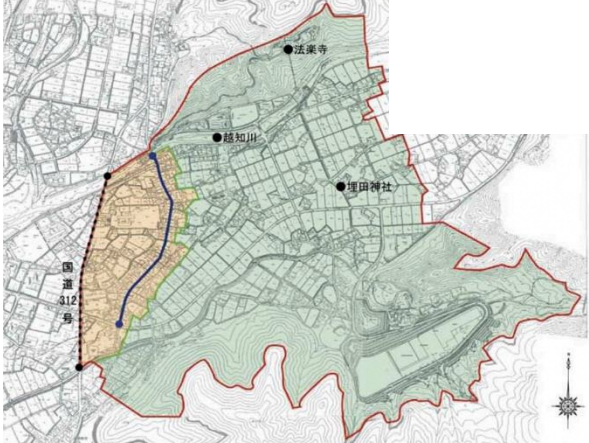
(1) 国道312号 沿道地域 沿道型広域景観形成地域（景観ガイドライン）

基本理念	『播磨と但馬をつなぐ風景のある沿道景観づくり』 ～銀の馬車道からコウノトリのふるさとへ～
基本方針	豊かな自然などの周辺環境と調和した快適な沿道空間を実現する。 ・市川、円山川、播但山地等の雄大な自然風景や、ゆったりと広がる田園風景を守りながら、心地よい沿道景観をつくる。 ・賑わいのある市街地、伝統的まちなみや史跡等の観光地、里から山に続く集落など、各地域の歴史・風土を活かしながら、変化を楽しめる沿道景観をつくる。
具体的な施策	<p>◆指定区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道312号から展望できる区域で、路端から1,000メートル以内の区域 <p>◆ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神河のみち「里から山に至る集落景観保全ゾーン」 銀の馬車道の面影が感じられる農村集落の佇まいと、但馬へつながる山間の風景が見られる地域として、里から山に続く集落景観の保全を図る。 <p>【市街地エリア】</p> <p>賑わいと秩序のある景観づくりを進める。</p> <p>【集落・田園エリア】</p> <p>広大な田園風景と背景の山並に配慮した景観づくりを進める。</p> <p>【山間エリア】</p> <p>雄大な川の風景と背景の山の稜線への眺望を確保した景観づくりを進める。</p>

(2) 国道 312 号 広域沿道土地利用計画

計画の位置づけ	本計画は、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）における、住民が主体となって、自分たちで自分たちの地区のルールづくりを行う制度（計画整備地区制度）に基づいて定められたものである。集落などの一定のまとまりのある地区において、住民の方々が話し合い定めた、自分たちのまちのルール（地区整備計画）である。			
目的	幹線道路の沿道において、自然や田園が広がる区間での建築物等の無秩序な立地を抑制しつつ、日常生活に必要な施設等を集落や市街地へ誘導を図るなど、沿道地域の適正な土地利用を誘導することにより、自然豊かな田園景観と良好な住環境を保全する。			
計画区域	朝来市朝来地域及び神河町大山地区			
広域沿道土地利用方針				
区域	概要	土地利用方針	誘導する建築物等	建築物の修景や緑化の方針
森のエリア	まとまりのある山と森林の区域で、比較的傾斜が緩やかな区域（概ね緑条例の 2 号区域）	森林の適切な保全・整備を図る。	原則として、自己居住用の住宅、農林業用施設以外の建築物の立地を抑制する。	「景観の形成等に関する条例」に基づく大規模建築物等景観基準の規定により建築物の修景を図るとともに、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく地域環境形成基準の規定により敷地等の緑化を図る。
田園のエリア	主に農業的な土地利用をしており、まとまった農地と一体となった集落のほか、河畔林や独立の樹林地を含む区域（概ね緑条例の 3 号区域のうち、主に農地が広がる部分。農振法農用地区域を含む）	農業生産の振興、農地の多面的機能の発揮を図るため、優良な集団農地や樹林地等の保全を図る。	良好な住宅、生活利便施設等の立地を誘導する。	
集落のエリア	主に農業的な土地利用をしており、一体となった集落を含む区域のうち、既存集落を含む区域（概ね緑条例の 3 号区域のうち、主に集落が形成されている部分）	既存集落の生活環境の維持・向上を図るとともに、それと一体的に住宅や生活施設等の整備を進め、ゆとりと潤いある住環境の形成を図る。	公共公益施設、商工業業務施設などのサービス施設、良好な住宅及び住宅地等の立地を誘導する。	
まちのエリア	地域の中心となっている既成市街地のほか、まとまった住宅団地や工業団地の区域（概ね緑条例の 4 号区域）	公共公益施設、商工業施設等のサービス施設、良好な住宅地等を整備するとともに、緑地やオープンスペースを確保し、良好な市街地の形成を図る。		

(3) 中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区（景観ガイドライン）

<p>景観形成区域の設定</p>	<p>地区の成り立ちを反映した景観形成を進めるため、旧生野街道沿いに形成された街道筋を景観の核とし、地域コミュニティの単位である中村区、栗賀町区の両区を地区指定の対象とする。</p> <p>このうち、景観のまとまりを考慮し、西は国道312号まで、北は越知川及び法楽寺まで、南に広がる山林区域については、緑豊かな地域環境の形成に関する条例により開発行為が規制されている「森と高原の区域（1号区域）」を除いた範囲を歴史的景観形成地区の指定区域とする。</p> <p>具体的には、以下に示した「神河町中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区区域図」に示す約150haの区域である。</p>
<p>景観要素に応じた区域の設定</p>	<p>①山並を背景とした田園景観の維持・保全 緑深い山地森林と谷底平野の「田園景観」は、まちなかから眺めた時の背景となり、自然や田園に包まれている感覚を生み出す重要な要素である。地区景観の基盤として、この山々に囲まれた谷筋から越知川に沿って広がる美しい自然・田園景観を維持・保全する区域として「<u>自然・田園景観形成区域</u>」を設定する。</p> <p>②歴史的町並み景観の保全・創造 住宅等が集まる「歴史的町並み景観」は「自然・田園景観」を背景に農村集落の佇まいが残る地区景観の基礎となっており、まちなかに位置していることから、これまで、人々の暮らしに応じた更新がなされてきた。</p> <p>そこで、「自然・田園景観」とのつながりを保ち、銀の馬車道沿いの「街道筋景観」との調和を図りながら、「歴史的町並み景観」を保全・創造する区域として「<u>町家景観形成区域</u>」を設定する。ただし、国道312号沿いは、総合病院や沿道サービス施設等が立地する中心市街地でもあることから、街道筋からの眺望に配慮しつつ、良好な「市街地景観」を形成するために「<u>幹線道路特例区間</u>」に設定する。</p> <p>③銀の馬車道沿いの景観の保全・継承 銀の馬車道として地域に親しまれている旧生野街道沿いに連なる「街道筋景観」は、農村景観を基礎に街道筋の景観が付加され、これらが融合した独特の景観となっている。この「街道筋景観」を、地区の歴史文化のつながりを反映した個性的景観として保全・継承していくため、「<u>街道筋景観通り</u>」に設定する。</p>
<p>神河町中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区区域図</p>	 <p>The map shows the geographical layout of the historical landscape formation area. It includes a legend with the following items:</p> <ul style="list-style-type: none"> Red outline: 景観形成地区の区域 (Landscape formation area) Green area: 自然・田園景観形成区域 (Natural and rural landscape formation area) Orange area: 町屋景観形成区域 (Townhouse landscape formation area) Blue line with dots: 街道筋景観通り (Street landscape passage) Black dashed line with dots: 幹線道路特例区間 (Special zone for main roads) <p>Landmarks marked on the map include 法楽寺 (Hokuraku-ji), 越知川 (Echikawa), and 埋田神社 (Umetani-jinja). The map also shows National Route 312 (国道312号).</p>

5. 国土利用計画に基づく記載事項

本計画では、国土利用計画法施行令第1条に示される、一から三の項目について、兵庫県策定の上位計画と整合し、一体的な取り組みを行います。

【国土利用計画法施行令】

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国土の利用に関する基本構想

二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

5-1. 国土利用に関する基本構想

本計画における「国土利用に関する基本構想」は、県国土利用計画と整合し、「第2章神河町の現状の把握・分析」において、神河町の土地利用に関する現状を把握したうえで、「第3章土地利用の方向性」において、土地利用上の課題の把握・整理を行い、土地利用の基本的な考え方を示しています。

土地利用の方向性
豊かな自然と美しい里山景観の保全と森林資源の活用
美しい田園風景を形成する優良な農地の保全と適切な集約化
豊かな自然環境と共生する住環境の維持と創出
地域拠点と中心部の整備及び活性化
産業地形成と住環境の維持の推進
観光・レクリエーションの機能集積

5-2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

県国土利用計画では、「県土の利用区分ごとの規模の目標」として、利用区分を農地、森林、宅地等の地目別に、県土を主に6つに区分にして、定量的な目標値を定めています。

神河町においても、県国土利用計画に従い、利用区分を定めますが、県国土利用計画に示される区分よりも詳細に区分を分け、以下の通り設定しました。¹

本計画の利用区分	県国土利用計画における区分【参考】
田	農地
その他農用地	
山林	森林
河川地及び湖沼	水面・河川・水路
荒地	その他
その他自然地	
住宅用地	宅地
商業用地	
工業用地	
農業用施設用地	
公益施設用地	
道路用地	道路
交通施設用地	宅地
公共空地	その他
その他空地	

この区分に基づき、「第2章神河町の現状の把握・分析」において、神河町の土地利用に関する現状の把握として、土地利用現況図の作成を行いました。また、「利用区分ごとの規模の目標（面積目標）」は、第4章にて示します。同様に、「その地域別の概要」に関しては、第4章にて「利用区分ごとの規模の目標」を整理することに加え、本町での土地利用規制の状況を整理したうえで、本町を地域ごとにわけ、土地利用の方向性を示します。

5-3. 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

本項目に関しても、第4章にて、上記の「利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」を示したのち、記載します。

¹ 神河町は都市計画区域に含まれないため、これまで都市計画法に基づく土地利用の基礎調査が実施されていませんでした。そのため、県国土利用計画を参考に細分化し、土地利用に関する詳細な調査を実施することとしました。